

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和3年10月25日（令和3年（行情）諮問第449号）

答申日：令和4年7月21日（令和4年度（行情）答申第153号）

事件名：被収容者の警備・護送業務上の事故事例集（追加版）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「昭和55年8月付け法務省入国管理局作成文書「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集（追加版）」」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月23日付け入管庁総第1845号により出入国在留管理庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）には正当な理由がない。前例にしたがい、不開示部分の一部を開示すべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求書の添付資料は省略する。

（1）審査請求書

原請求の対象となる文書名は「昭和55年8月付け法務省入国管理局作成文書「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集（追加版）」」である。

原処分の理由は、決定通知書によれば、不開示部分は「公にすることにより、結果として、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるものであり、法5条4号及び6号柱書きに該当するため、とのことである。

処分の結果、かろうじて開示されたのは、上記文書中の見出しや「事案の概要」等の項目名の一部のみであり、それを読んでもまったく意味がない。これでは事実上、不開示の処分を受けたも同然である。

ところが、実際には「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」が明らかにない部分まで不開示とされている。

すでに特定団体が、2015年12月9日付「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」を、行政文書開示請求により取得し、ウェブサイトに公開している（疎1，疎2）。これは、次のようなしかたで部分開示されている。

- ア 「1 逃走及び逃走未遂」（疎2 3－5枚目）：見出しと項目名以外は、不開示。
- イ 「2 自殺」（疎2 5－7枚目）：「事故事例の概要」は、発見の状況等が一部不開示とされている以外は、開示。「事故の原因等」は不開示。
- ウ 「3 病死」（疎2 7－14枚目）：「事故事例の概要」は、自損行為について書かれていると推察される部分以外は、開示。「事故の原因等」も同様に、開示。
- エ 「4の1 自損行為■（一部不開示）」（疎2 7－14枚目）：「事故事例の概要」は、自損行為や他人への暴行等の状況について書かれていると推察される部分以外は、開示。「事故の原因等」は、不開示。
- オ 「4の2 自損行為■（一部不開示）」（疎2 14－18枚目）：上記エに同じ。
- カ 「4の3 自損行為（■）（一部不開示）」（疎2 18－21枚目）：上記エに同じ。
- キ 「4の4 自損行為■（一部不開示）」（疎2 21－26枚目）：上記エに同じ。
- ク 「4の5 自損行為（■）（一部不開示）」（疎2 26枚目）：上記エに同じ。
- ケ 「4の6 自損行為（■）（一部不開示）」（疎2 26－27枚目）：上記エに同じ。
- コ 「4の7 自損行為（■）（一部不開示）」（疎2 27枚目）：上記エに同じ。
- サ 「4の8 自損行為（その他）（一部不開示）」（疎2 27－28枚目）：上記エに同じ。
- シ 「5 騒じょう」（疎2 28－29枚目）：見出しと項目名以外は、不開示。
- ス 「6 職員への暴行」（疎2 29－33枚目）：見出しと項目名以外は、不開示。
- セ 「7 被収容者への暴行」（疎2 33－34枚目）：見出しと項目名以外は、不開示。
- ソ 「8 その他の事故」（疎2 34－36枚目）：「事故事例の概要」は、自損行為等の状況について書かれていると推察される部分以

外は、開示。「事故の原因等」は、不開示。

この事実から、次のことが言える。すなわち、2015年12月9日付「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」の開示決定に関して、処分庁は、上記ア～ソにおける不開示部分以外を公にすることは「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に該当しないと判断したのだと、当然に推察される。

それにもかかわらず、上記文書とまったく同じ趣旨だが扱われている時期のみが異なる文書の開示を求めた原請求に対して、処分庁は、過剰に厳格な判断をおこない、結果、見出しと項目名以外の全ての情報を不開示とした。

これはまったく不合理である。少なくとも、上述の前例（これにしても、その不開示部分を公にすることが「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」を生じさせるとは考えにくい）で採用された方針が、原請求においても採用されるべきだった。そうせずに、原請求に対して事実上全ての情報を不開示としたことは、行政が保持する情報の不正な隠ぺいとの非難を免れないと考える。

(2) 意見書

諮問事件・2021年（行情）諮問第449号について、諮問庁から提出された理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）は、本件審査請求を却下すべき正当な理由を述べたものとは到底認められない。以下、詳述する。

理由説明書内の「1 本件経緯」については、異論はない。

理由説明書「2 審査請求人の主張の要旨」にかんしても、おおむね異論はない。ただし諮問庁は、審査請求人の主張のもっとも肝心な部分を要約することを避けているので、念のため引用する。原処分において、以下の行政処分における基準よりも厳格な基準を適用することは不当であるというのが、審査請求人の主張のもっとも重要な点である。

「すでに特定団体が、2015年12月9日付「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」を、行政文書開示請求により取得し、ウェブサイト公開している（疎1，疎2）。これは、次のようなしかたで部分開示されている。・・・（中略）・・・2015年12月9日付「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」の開示決定に関して、処分庁は、上記ア～ソにおける不開示部分以外を公にすることは「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に該当しないと判断したのだと、当然に推察される。」

理由説明書「3 諮問庁の考え方」にたいしては、全面的に反論する。ここで述べられていることは、原処分にかんする「通知書」（令和3年

6月23日付)内の「2 不開示とした部分とその理由」で諮問庁が述べたことの繰り返しにすぎず、本件審査請求書「4 審査請求の趣旨及び理由」への根拠ある反論になっていない。よって、今回示された諮問庁の見解は考慮するに値しない。

以上のとおり、諮問庁の理由説明書は、本件審査請求を却下すべき正当な理由を述べたものとは到底認められないので、原処分を取り消し、本件審査請求を全面的に認めることが相当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

審査請求人は、令和3年4月26日付け(同月28日受理)、処分庁に対し、法の規定に基づき、請求する対象を「法務省入国管理局警備課等が作成した、入管局創設以来の、すべての被収容者事故事例集。ただし、平成27年12月9日付けのものを除く。」とする行政文書開示請求を行った。

処分庁は、本件開示請求に対し、対象文書として本件対象文書を特定の上、その一部が法5条4号及び6号柱書きに該当するとして部分開示決定(原処分)をした。

本件は、この原処分について、令和3年9月24日、諮問庁に対して審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、概ね以下のとおり主張し、原処分の一部修正を求めている。

(1) 原処分の開示決定通知書によれば、不開示部分は、「公にすることにより、結果として、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」があるものであり、法5条4号及び6号柱書きに該当するためとのことであるが、開示された一部のみを読んでも全く意味がなく、事実上、不開示決定を受けたも同然である。

(2) 類似の行政文書開示請求における開示決定処分の前例に比べ、原処分では過剰な不開示判断を行っており、「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」が明らかにない部分まで不開示とされている。

(3) 原処分は、全く不合理であり、事実上全ての情報を不開示としたことは、行政が保有する情報の不正な隠ぺいとの非難を免れないと考える。

よって、前例に従い、原処分の不開示部分の一部を開示すべきである。

3 諮問庁の考え方

本件対象文書は、収容施設等における被収容者の逃亡、自損行為等の事故事例集である。

原処分において不開示とした部分には、事故発生前後の警備状況、収容

施設の構造や設備，護送方法や護送時の留意事項，被収容者が用いた具体的な手段，発生原因等に関する情報が記録されているところ，これらの情報を公にすることにより，逃亡をもくろむ者若しくはそのほう助をしようとする者又は自損行為をしようとする者にとって，その実行を容易にする可能性があるなど，公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，かつ，警備・護送業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって，これらの情報は法5条4号及び6号柱書きに該当することから，不開示を維持することが相当である。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求は理由がないことから，原処分を維持し，審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和3年10月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月5日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和4年6月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるところ，処分庁は，その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，不開示部分の開示を求めているものと解されるところ，諮問庁は，不開示を維持することが相当であるとしているが，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，改めて検討した結果，別表に掲げる部分について開示することとするとの説明があったので，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分のうち，別表に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は，法務省入国管理局（当時）が作成した事故事例集であり，過去に発生した被収容者等の逃亡，自損行為等の事案の具体的な内容が記載されているところ，本件不開示維持部分は，各事案の標題の一部，「事案の概要」欄の記載内容部分の一部及び「事故発生の原因等」欄又は「事故の原因等」欄の記載内容部分の全てであると認められ

る。

(2) 審査請求人は、審査請求書及び意見書（上記第2の2（1）及び（2））において、2015年12月9日付け「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」の開示決定に関して、上記第3の2（1）アないしソにおける不開示部分以外を公にすることは、「犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」に該当しないと判断したと推察され、それにもかかわらず、上記文書とまったく同じ趣旨だが扱われている時期のみが異なる文書の開示を求めた本件開示請求に対して、処分庁は過剰に厳格な判断を行ったなどと主張している。

(3) この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

審査請求人が示す「平成27年12月9日付け「被収容者の警備・護送業務上の事故事例集」」（以下「平成27年文書」という。）は、事故の概要、自殺・自損等の状況、入国警備官が執った救命措置等が簡潔に記載されているのみであることから、法5条各号に該当しない部分については部分開示したものであるが、本件対象文書の本件不開示維持部分には、被収容者等が自殺・自損等を行った具体的な方法や、それを察知して入国警備官が執った対策等が記録されており、公になった場合には、その手法を他の被収容者等が模倣する、又は事前に入念に計画を立てるなどして、異常事態をじゃっ起させる可能性があることから、当該部分の不開示を維持することとした。

(4) これを検討するに、当審査会において、審査請求人が審査請求書の添付資料として提出した平成27年文書に係る開示実施文書（写し）を確認したところ、平成27年文書及び本件対象文書に係る上記（3）の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(5) そうすると、本件不開示維持部分を公にすると、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、本件不開示維持部分は、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であ

ると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別表

該当頁	該当部分	開示箇所	
目次の1頁	1行目（「目次」の行を除いて数える。本頁につき、以下同じ。）	上から13文字目ないし16文字目，22文字目及び23文字目	
	2行目	上から21文字目ないし24文字目	
	4行目	上から11文字目ないし14文字目，20文字目及び21文字目	
	5行目	上から10文字目ないし13文字目，19文字目及び20文字目	
	6行目	上から13文字目ないし16文字目	
	7行目	上から6文字目ないし9文字目，15文字目及び16文字目	
	8行目	上から8文字目ないし14文字目	
	9行目	上から10文字目ないし16文字目	
	10行目	上から6文字目ないし11文字目，17文字目及び18文字目	
	13行目	上から20文字目ないし23文字目	
	14行目	上から11文字目ないし14文字目	
	15行目	上から17文字目ないし23文字目	
	16行目	上から13文字目ないし18文字目，24文字目及び25文字目	
	目次の2頁	2行目	上から24文字目及び25文字目
4行目		上から8文字目ないし13文字目，19文字目及び20文字目	
5行目		上から11文字目ないし14文字目	
7行目		上から4文字目ないし7文字目	
8行目		上から18文字目ないし24文字目	
10行目		上から10文字目ないし18文字目	
11行目		上から6文字目ないし12文字目	
1頁	標題	1行目	上から13文字目ないし16文字目
		2行目	上から20文字目ないし23文字目
	「事案の概要」欄	4行目	上から10文字目ないし14文字目
	「事故発生の原因等」欄	1行目，4行目及び1	上から1文字目

		1 行目	
2 頁	「事案の概要」欄	6 行目	上から 5 文字目ないし 9 文字目
		1 4 行目	全て
	「事故発生の原因等」欄	3 行目	上から 1 文字目
3 頁	標題	1 行目	上から 1 0 文字目ないし 1 3 文字目
		2 行目	上から 1 2 文字目ないし 1 5 文字目
	「事案の概要」欄	1 1 行目	上から 1 1 文字目ないし 1 4 文字目
		1 2 行目	全て
「事故発生の原因等」欄	1 行目及び 7 行目	上から 1 文字目	
4 頁	「事故発生の原因等」欄	3 行目及び 6 行目	上から 1 文字目
5 頁	標題	1 行目	上から 6 文字目ないし 9 文字目
		2 行目	上から 7 文字目ないし 1 3 文字目
	「事案の概要」欄	1 3 行目	上から 1 0 文字目ないし 1 4 文字目
		1 4 行目	全て
	「事故発生の原因等」欄	1 行目及び 6 行目	上から 1 文字目
		8 行目	上から 1 2 文字目及び 1 3 文字目
9 行目		上から 1 文字目	
6 頁	番号 7 の「事案の概要」欄	1 行目ない し 4 行目	全て
	標題		上から 9 文字目ないし 1 5 文字目
	番号 8 の「事案の概要」欄	9 行目	上から 2 文字目ないし 1 5 文字目
		1 0 行目	全て
番号 8 の「事故発生の原因等」欄	1 行目及び 4 行目	上から 1 文字目	
7 頁	番号 8 の「事案の概要」欄	1 行目	上から 1 文字目ないし 7 文字目
	標題	1 行目	上から 6 文字目ないし 1 1 文字目
	番号 4 の「事故の原因等」欄	1 行目及び 5 行目	上から 1 文字目
8 頁	「事故の原因等」欄	1 1 行目	上から 1 文字目
9 頁	「事案の概要」欄	6 行目	上から 8 文字目ないし 1 4 文字目
		7 行目	上から 1 文字目ないし 4 文字目

	「事故発生の原因等」欄	1行目	上から1文字目	
		7行目	上から1文字目ないし5文字目	
		8行目	上から6文字目ないし9文字目	
10 頁	番号6の標題		上から19文字目ないし22文字目	
	番号6の「事案の概要」欄	1行目	全て	
		2行目	上から1文字目ないし5文字目	
		3行目	全て	
		4行目	上から1文字目ないし3文字目	
		6行目	上から7文字目ないし11文字目	
番号6の「事故の原因等」欄	1行目及び3行目	上から1文字目		
	番号7の標題		上から10文字目ないし13文字目	
11 頁	番号7の「事案の概要」欄	5行目	上から7文字目ないし14文字目	
		6行目	全て	
		7行目	上から1文字目ないし6文字目	
		10行目	上から8文字目ないし14文字目	
		11行目	全て	
	標題		上から16文字目ないし22文字目	
	番号8の「事案の概要」欄	1行目	上から1文字目ないし5文字目	
	番号8の「事故の原因等」欄	1行目	上から1文字目	
	12 頁	「事故の原因等」欄	4行目	上から1文字目
	15 頁	標題		上から13文字目ないし18文字目
「事故発生の原因等」欄		1行目	全て	
		2行目	上から1文字目ないし9文字目	
		3行目	上から8文字目ないし13文字目	
		4行目ないし9行目	全て	
		10行目及び13行目	上から1文字目	
16 頁	標題		上から23文字目及び24文字目	
	番号15の「事案の概要」欄	7行目	上から9文字目ないし13文字目	
	番号15の「事故発生の原因等」欄	1行目及び4行目	上から1文字目	

17 頁	標題	1行目	上から7文字目ないし12文字目
		2行目	上から10文字目ないし13文字目
	番号15の「事故の原因等」欄	1行目	上から1文字目
18 頁	番号15の「事案の概要」欄	2行目	上から9文字目ないし14文字目
		3行目ないし6行目	全て
	番号15の「事故の原因等」欄	1行目	上から1文字目
	標題	1行目	上から26文字目ないし28文字目
		2行目	上から1文字目
番号16の「事故発生の原因等」欄	1行目及び4行目	上から1文字目	
19 頁	「事案の概要」欄	12行目	上から6文字目ないし14文字目
		13行目ないし16行目	全て
	「事故発生の原因等」欄	7行目ないし10行目	全て
20 頁	番号16の「事案の概要」欄	3行目	上から8文字目ないし14文字目
		4行目	全て
	標題		上から17文字目ないし23文字目
	番号17の「事故の原因等」欄	1行目	上から1文字目
9行目		全て	
21 頁	番号17の「事案の概要」欄	4行目	上から8文字目ないし15文字目
		8行目	上から6文字目ないし14文字目
		9行目及び10行目	全て
	番号17の「事故の原因等」欄	1行目	全て
	標題		上から9文字目ないし17文字目
	番号18の「事故発生の原因等」欄	1行目	上から1文字目
22 頁	番号18の「事案の概要」欄	4行目	上から5文字目ないし15文字目
		6行目	上から7文字目ないし14文字目
		7行目	全て
	番号18の「事故	4行目	上から1文字目

	発生の原因等」欄		
	標題		上から5文字目ないし13文字目
	番号19の「事故発生の原因等」欄	1行目	上から1文字目
23 頁	「事案の概要」欄	6行目	上から8文字目ないし14文字目
		7行目	上から1文字目及び2文字目
		8行目	上から9文字目ないし14文字目
		9行目	全て
	「事故発生の原因等」欄	2行目ないし5行目	全て

(注1) 表中の文字数の数え方については、句読点、記号及び括弧も1文字と数える。

(注2) 行は右から数える。